

土砂災害防止法に基づく 「地すべり」の区域指定方針について

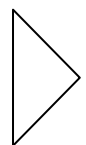
2015/5/27 大阪府 都市整備部 河川室

土砂災害防止法区域指定までの流れとリスク周知（土石流・急傾斜地の崩壊）

[区域指定]

[リスク周知]

調査箇所の抽出



調査箇所の公表

新たな取組

平成27年3月末：約2200箇所
平成27年6月まで：約2500箇所

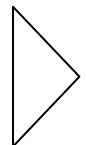
■ 調査箇所

国基準に基づき図上抽出

急傾斜：がけの傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上 等

土石流：勾配が急な河川の下流部分で、土地の勾配が2度以上 等

現地調査

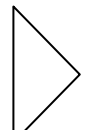


調査結果の公表

平成28年6月に公表完了

市町村長に意見照会

区域指定



指定の公示

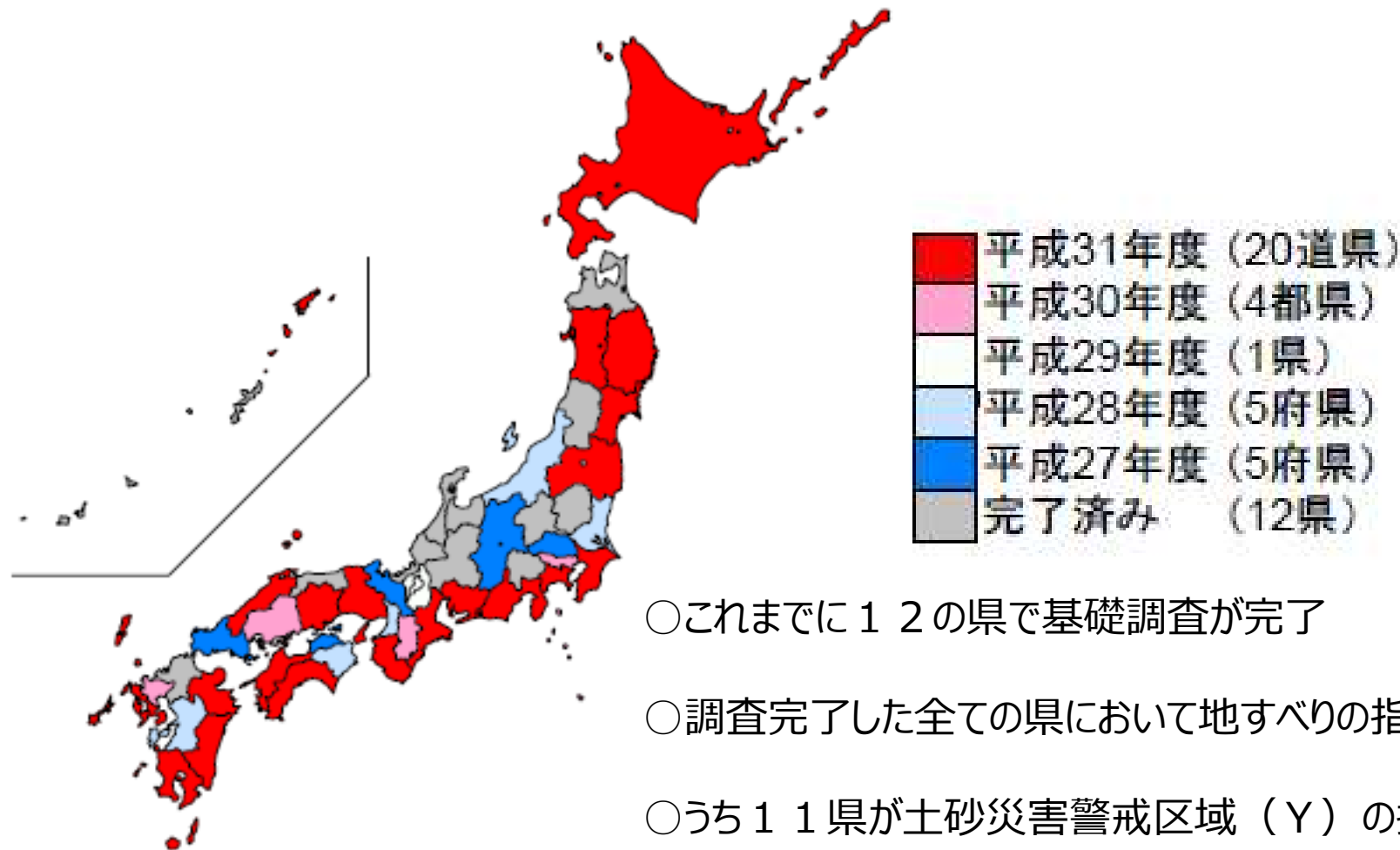
平成28年9月に指定完了

リスク周知の前倒し実施

「地すべり」についても調査および区域指定を実施

全国における区域指定等の状況

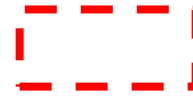
○基礎調査の完了予定（国土交通省ホームページより）



- これまでに12の県で基礎調査が完了
- 調査完了した全ての県において地すべりの指定あり
- うち11県が土砂災害警戒区域（Y）の指定のみ
- 1県（富山県）は1箇所のみ特別警戒区域を指定
→ 災害関連の事業採択をうけるため

全国における区域指定等の状況

○地すべりの区域指定状況



: 指定が完了した県（土石流・急傾斜地の崩壊を含む）

都道府県名	Y	R	都道府県名	Y	R	都道府県名	Y	R	都道府県名	Y	R
北海道	1	0	東京都	19	0	滋賀県	0	0	香川県	10	0
青森県	84	0	神奈川県	0	0	京都府	24	0	愛媛県	0	0
岩手県	0	0	山梨県	289	0	大阪府	0	0	高知県	0	0
宮城県	34	0	長野県	530	0	兵庫県	271	0	福岡県	205	0
秋田県	0	0	新潟県	823	0	奈良県	163	0	佐賀県	0	0
山形県	562	0	富山県	657	1	和歌山県	161	0	長崎県	0	0
福島県	42	0	石川県	394	0	鳥取県	117	0	熊本県	0	0
茨城県	77	0	岐阜県	96	0	島根県	721	0	大分県	0	0
栃木県	94	0	静岡県	0	0	岡山県	153	0	宮崎県	7	0
群馬県	342	0	愛知県	1	0	広島県	10	0	鹿児島県	0	0
埼玉県	28	0	三重県	0	0	山口県	328	0	沖縄県	63	0
千葉県	0	0	福井県	132	0	徳島県	34	0	合計	6472	1

○地すべりの区域指定は32府県で実績あり

○富山県をのぞく31府県が Y：土砂災害警戒区域 のみの指定

Y：土砂災害警戒区域
R：土砂災害特別警戒区域

地すべりとは

国土交通省ホームページより



斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害をおよぼす。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難。

地すべりの区域指定の考え方

[土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（地滑り編）：財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 より]

○基礎調査の手順

①調査対象箇所抽出

- 対象箇所：地すべりしている区域、または地すべりするおそれのある区域
- 対象範囲：人家が存在、または将来人家等の立地が予想される箇所

②区域設定のための調査

- 机上調査：地形図（1/2500程度）による確認
- 現地調査：地すべり発生域・危害のおそれのある土地などの地形、地質、対策施設の有無、過去の災害履歴 等

③危害のおそれのある土地等の設定

- 危害のおそれのある土地の設定：地形に基づいた基準による設定
- 著しい危害のおそれのある土地の設定：想定される力等に基づいた設定

④危害のおそれのある土地等の調査

- 土地等の調査：利用状況、世帯数および人家戸数、公共施設、警戒避難体制、関係法令、宅地開発の状況 等

地すべりの区域指定の考え方

□地すべりしている区域および地すべりするおそれのある区域の抽出

地すべりブロック

地すべり危険箇所

水平長さ : L 幅 : W

地すべりブロックの単位 + 同一の素因を有する斜面

選定方法

①地形図・航空写真による判定

○等高線が乱れている

○斜面上部で滑落崖を呈し中部は平坦な緩傾斜地

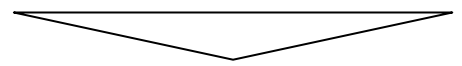
②現地の確認

○凹地、陥没地、き裂が存在 等

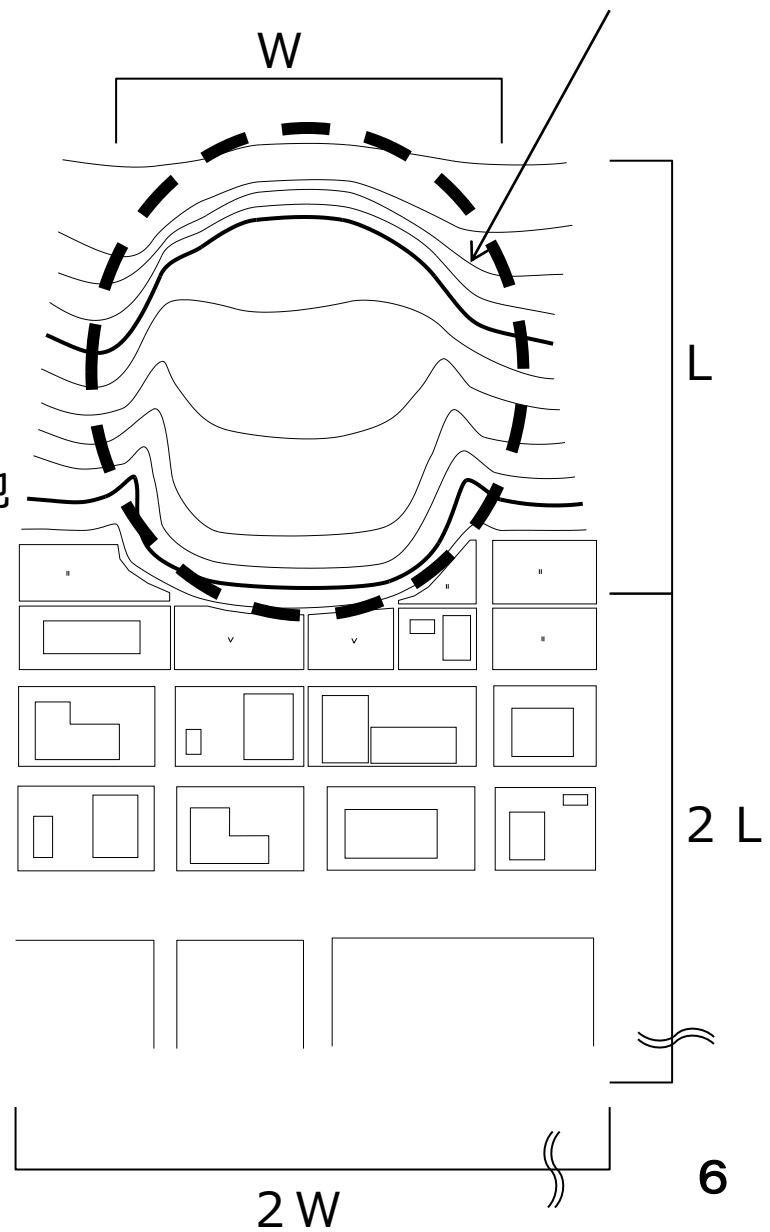
地すべり危険区域

水平長さ : $L + 2L$ 幅 : $2W$

地すべり危険箇所 + 土塊が移動した場合の到達範囲

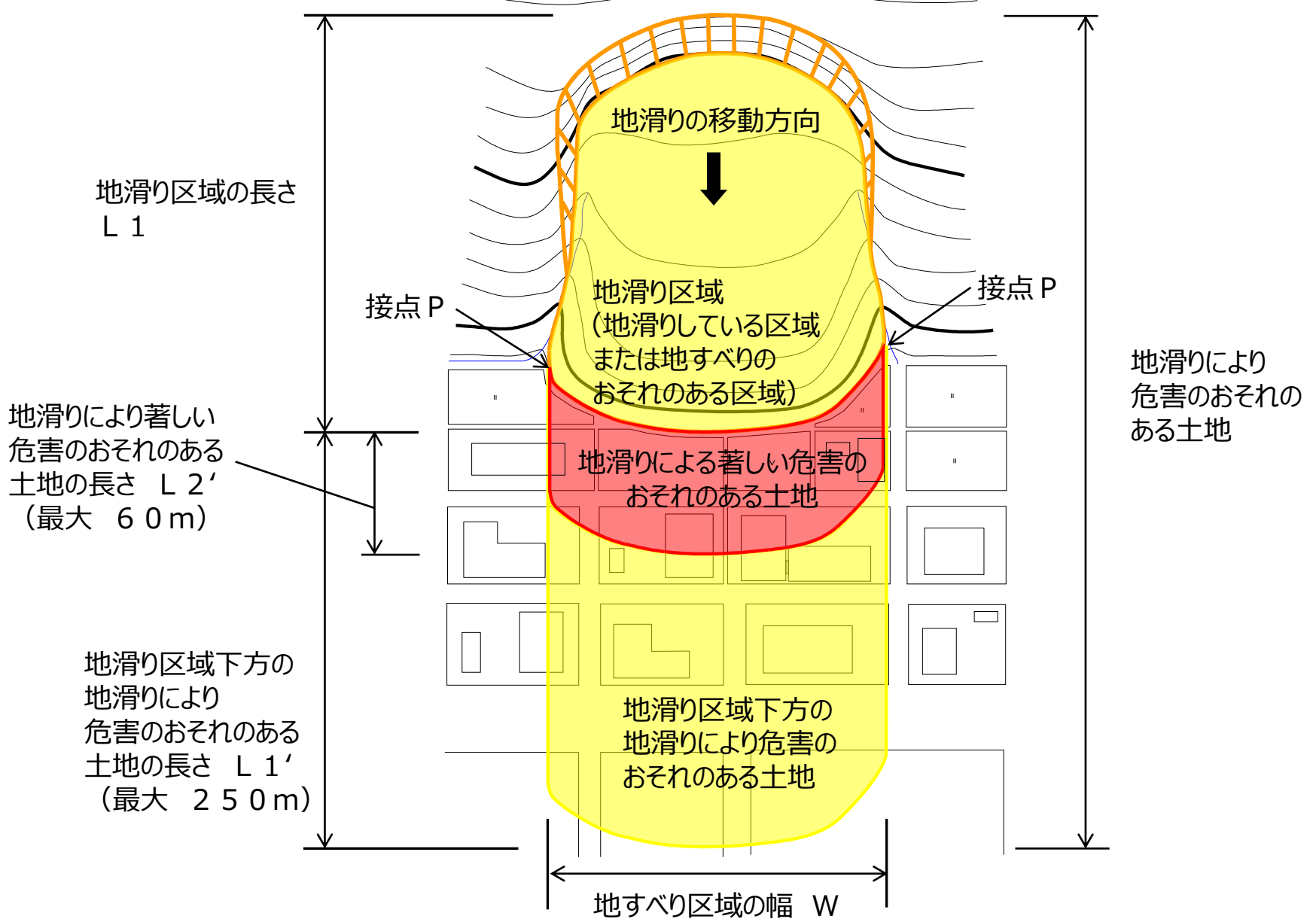


地すべり危険区域を対象に調査を実施



地すべりの区域指定の考え方

□ 危害のおそれのある土地の設定



地すべりの区域指定の考え方

□地すべりブロックの区分けについて

地すべりブロックの明確性及び活動性を把握し、ランク区分を行う

明確性（①②の両条件に該当する場合）

- ① 地すべりブロック全体の輪郭が明らか
（地形判読）地すべり頭部の滑落崖・側方部が明瞭
（現地調査）頭部および側方部それぞれに地すべり地形が確認できる
- ② 現地調査で末端部隆起・押し出し地形が確認できる

活動性（③④の両条件に該当する場合）

- ③ 調査において地すべり活動の兆候が見られる
頭部・滑落崖：後背き裂
側部：側方き裂
末端部：隆起・押し出し
構造物：建築物・擁壁等のはらみだし、変形 等
- ④ 観測により変動がみられる場合（過去1年以内）

地すべりの区域指定の考え方

□ 危害のおそれのある土地の設定

ランク

ランクの定義

- A 地滑りが活動中であることが確認でき、かつ地滑りブロック全体の輪郭及び末端部が確定できるもの
- B 地滑りが活動中であることが確認できないが、地滑りブロック全体の輪郭及び末端部が確定できるもの
- C 地滑りが活動中であることが局部的に確認できるが、地滑りブロック全体の輪郭及び末端部が確定できないもの
- D 地滑りが活動中でなく、地滑りブロック全体の輪郭及び末端部が確定できないもの

		地滑りの滑動状況			
		滑動が確認できる		滑動が確認できない	
輪郭及び末端部の 明瞭性	確定できる	A		B	
	確定できない	C		D	
凡例	地滑りブロックの輪郭	確定できる			
		確定できない			
	地滑りの滑動性	滑動が確認できる			
		滑動が確認できない			

ランクAについては
土砂災害特別警戒区域を指定する
ための調査を実施

ランクBおよび**C**については
土砂災害警戒区域を指定